

# 第1557条：英語力が限定される個人のための重要な手段を確保

第1557条は2010年のAffordable Care Act（医療保険制度改革法）の公民権に関する条項です。第1557条では、特定の健康維持プログラムや活動において、人種、肌の色、出身国、性別、年齢、障がいによる差別を禁止しています。第1557条の最終規制は、Medicare（メディケア）を受け入れる病院やMedicaid（メディケイド）の支払いを受ける医者など、Department of Health and Human Services（HHS、保健社会福祉省）から援助金を受け取るあらゆる健康維持プログラムや活動に適用されます。また、Marketplace（マーケットプレイス）に参加するHealth Insurance Marketplaces（健康保険マーケットプレイス）や発行者、HHS自体が管理する健康プログラムにも適用されます。

## 英語力が限定される個人に対する保護

- 公民権法下の従来原則に従い、最終規制では、出身国による差別の禁止に関し、事業体の健康維持プログラムや活動内のサービスの対象となるまたはその可能性のある英語力が限定される個人に対して、対象となる事業体は重要な手段を提供する適切な措置を講じるよう義務付けられています。
  - o 英語力が限定される個人とは、伝達において英語を母語とせず、英語を読む、書く、話すまたは理解する能力が限られている人のことを指します。
  - o 適切な措置には、口頭によるサポートまたは翻訳などの言語サポートサービスの提供を含む場合があります。
  - o 最終規制における基準は柔軟であり、文脈に依存しています。また、健康維持プログラムや問題となる伝達の本質や重要性などの要因を考慮すると同時に、事業体が有効な言語アクセスプランを策定し、実行したかどうかなどについても考慮します。
- 対象となる事業体は、その他の情報の中から英語力が限定される個人のための伝達サポートに関する情報を提供する個人の権利の通知を掲載するよう義務付けられています。
- 各州では、州において英語力が限定された個人が話す上位15言語で言語サポートの利用可能性を示すタグラインを掲載することを対象なる事業体に義務付けています。
- 対象となる事業体は、言語サポートサービスを提供する際に、低品質のビデオリモート通訳サービスを使用したり、資格のないスタッフや通訳に依存したりすることは禁止されています。
- 対象となる事業体は、サポートが必要な個人に対して重要な手段を提供するために適切な措置を講じる準備をするための重要な言語アクセスプランを策定し、実行するよう推奨されています。

OCR（Office for Civil Rights、公民権局）では対象となる事業体が使用できるように、差別禁止の通知の例とタグラインを64言語に翻訳しています。翻訳された資料は、<http://www.hhs.gov/civil-rights/for-individuals/section-1557/translated-resources/index.html> をご覧ください。

第1557条に関する詳細情報は、<http://www.hhs.gov/civil-rights/for-individuals/section-1557> をご覧ください。